

令和6年9月 3日 開会
令和6年9月25日 閉会
(定例第7回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 1 6 7 号

令和 6 年第 7 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和 6 年 8 月 29 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 6 年 9 月 3 日（火） 午前 1 0 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
池 田 幸 恵	門 脇 輝 明
大 原 広 巳	大 杖 正 彦
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
近 藤 大 介	吉 原 美智恵
岡 田 聰	野 口 俊 明
米 本 隆 記	

○応招しなかった議員

なし

第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

令和 6 年 9 月 3 日 (火曜日)

議 事 日 程

令和 6 年 9 月 3 日 (火曜日) 午前 10 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1) 議長の報告

① 説明員の報告

② 出納検査結果の報告

③ 意見書処理の報告

④ 提出された案件の報告

(2) 町長の報告

① 政務報告

② 報告第 13 号 令和 5 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告について

③ 報告第 14 号 令和 5 年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告について

④ 報告第 15 号 令和 5 年度大山町債権放棄について

⑤ 報告第 16 号 長期継続契約締結の報告について

日程第 4 議案第 81 号 生活衛生等環境行政の機能強化のための関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 82 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 83 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

日程第 7 議案第 84 号 大山町予約型交通システムに関する条例の一部を改正する条例に
ついて

日程第 8 議案第 85 号 財産の取得について (3 t 除雪トラック)

日程第 9 議案第 86 号 米子市と大山町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する
事務の委託に関する規約を定める協議について

日程第 10 議案第 87 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につい
て

日程第 11 議案第 88 号 令和 5 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 12 議案第 89 号 令和 5 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 90 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 91 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 92 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 93 号 令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 94 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 95 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 96 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 97 号 令和 5 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 98 号 令和 5 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 99 号 令和 5 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 100 号 令和 5 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 101 号 令和 5 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 25 議案第 102 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 26 議案第 103 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 104 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 議案第 105 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 29 議案第 106 号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 30 議案第 107 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 議案第 108 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 109 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 議案第 110 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番	小 谷 英 介	2 番	西 本 憲 人
3 番	豊 哲 也	4 番	島 田 一 恵
6 番	池 田 幸 恵	7 番	門 脇 輝 明
8 番	大 原 広 巳	9 番	大 杖 正 彦
10 番	大 森 正 治	11 番	杉 谷 洋 一
12 番	近 藤 大 介	13 番	吉 原 美 智 恵
14 番	岡 田 聰	15 番	野 口 俊 明
16 番	米 本 隆 記		

欠席議員（なし）

欠員（1 名）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 林 原 彰 吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	竹 口 大 紀	教育長 ……………	鷺 見 寛 幸
副町長 ……………	吉 尾 啓 介	教育次長……………	赤 路 卓 也
総務課長 ……………	金 田 茂 之	地方創生監……………	山 根 篤 大
財務課長 ……………	池 山 大 司	代表監査委員 ……………	石 黒 澄 男

午前 10 時開会

○議長（米本 隆記君） 皆さん、おはようございます。

本日からの 9 月定例会よろしくお願いします。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼。

着席してください。

開会・開議・議事日程

○議長（米本 隆記君） ただいまの出席議員は 15 人です。

定足数に達しておりますので、令和 6 年第 7 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、14 番 岡田聡議員、15 番 野口俊明議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 25 日までの 23 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 9 月 25 日までの 23 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

次に 6 月定例会において可決した意見書は、6 月 24 日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第 16 号 長期継続契約締結の報告についてまで、計 5 件の報告の申し出があります。これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。

本日からの 9 月定例議会どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和 6 年 9 月定例議会におけます政務報告として、6 月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、幼児・学校教育課関係です。姉妹都市テメキュラへの中学生訪問について、7 月 24 日から 8 月 5 日の日程で、大山町の姉妹都市アメリカのテメキュラ市を中学生 6

人が訪問しました。新型コロナウイルスの影響により、訪問が中断していたため、5年ぶりの訪問となりました。4月から8回の事前研修とオリエンテーションを経て、みんなが積極的にこの研修を楽しみながら、英語での自己紹介や「安来節どじょうすくい踊り」を披露、またプレゼンテーションでは大山町の魅力を十分に伝えることができました。

これからも相互の交流が深まり、交流を長く続いていく取り組みを進めてまいります。

次に、ハワイ語学研修についてです。7月28日から8月11日の日程で、米国ハワイ州ホノルルのMid-Pacific Instituteに大山町内の中学生8名が語学研修に訪問しました。この語学研修は本年度初めて行った事業で、比較的治安のよいハワイでホームステイを行いながら2週間、Mid-Pacific Instituteのプログラムを受講し、英語力を身に付けるための研修です。参加生徒の感想で、「最初は英語がちゃんとしゃべれるかどうか不安でしたが、ホストファミリーや先生が優しくしてくれて、英語をしゃべろうとする自信ができました。」「思ったこと、したいことが言えるようになったのがうれしい」のように気持ちや姿勢に変化がみられるものや、「はじめは聞き取れなかった英語が、5日後になったら3〜4割、聞き取れるようになった」などの意見がありました。

語学研修はもちろんのこと、海外生活を初めて体験した中学生にとって、この体験が、今後の成長につながるものと大いに期待しています。

続きまして、社会教育課関係の姉妹都市テメキュラ市との交流30周年交流についてです。米国テメキュラ市との姉妹都市としての交流が30周年を迎えたことから、6月5日から5日間の行程でテメキュラ市から市長はじめ9人が来町され、記念式典や諸行事に出席されました。30年にわたる交流の足跡を振り返るとともに、さらに交流を深める機会となりました。

これからも相互の交流が深まり、40年、50年と交流が長く続いていくことを期待しています。

次に、沖縄県嘉手納町との人材育成交流についてです。沖縄県嘉手納町との人材育成交流で、33回目になる訪問団派遣を行いました。7月30日から8月2日までの3泊4日の行程で本町から小学生14名が訪問し、嘉手納町の児童や民泊家庭との交流をはじめ、様々な体験をしてまいりました。

次に、韓国襄陽郡との友好都市交流についてです。韓国襄陽郡と大山町の友好都市交流では、6年ぶりの中学生訪問団の派遣を行い、8月6日から8月9日までの3泊4日の行程で中学生16名が襄陽郡の中学生をはじめとする学生や青年との交流体験などをしてまいりました。これらの児童・生徒の体験が、今後の成長につながるものと大いに期待しています。

続きまして、報告第13号 令和5年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告については、令和5年度決算に基づく健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて議会にご報告するもので、本町の指数はお手元に配布のとおり、いずれも早期健全化判断基準

を下回っております。

次に、報告第 14 号 令和 5 年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告については、令和 5 年度決算に基づく資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会にご報告するもので、本町では、お手元に配布のとおり資金不足を生じた公営企業会計はありませんでした。

次に、報告第 15 号 令和 5 年度大山町債権放棄の報告については、大山町債権管理に関する条例第 6 条第 2 項の規定に基づき議会にご報告するもので、債権放棄の内容等につきましては、お手元に配布しております「令和 5 年度大山町債権放棄報告書」のとおりです。

次に、報告第 16 号 長期継続契約締結の報告については、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものです。

契約の内容等につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりです。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 81 号 ～ 日程第 10 議案第 87 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 81 号 生活衛生等環境行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第 10、議案第 87 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてまでの 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 81 号 生活衛生等環境行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、令和 6 年 4 月 1 日より、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

なお、本条例の施行は、令和 6 年 10 月 1 日としております。

続きまして、議案第 82 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、マイナ保険証への移行による被保険者証の廃止に伴い、罰則規定における被保険者証の返還を求める記載を削除するものです。

なお、本条例の施行は令和 6 年 12 月 2 日としております。

続きまして、議案第 83 号 大山町索道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、昨今の人件費高騰や燃料価格高騰に伴う電気料金の値上がり等への対応として、第 6 条別表に定めております大山中の原スキー場の使用料について、一部改

正を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

続きまして、議案第 84 号 大山町予約型交通システムに関する条例の一部を改正する条例については、デマンドバス使用料について、1 人当たり乗車 1 回につき 100 円と定めるため必要な改正を行うものです。

なお、本条例の施行は、令和 6 年 10 月 1 日としております。

続きまして、議案第 85 号 3 t 除雪トラックに係る財産の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

すでに議決いただいております予算を元に、7 業者を指名して 8 月 23 日に競争入札を実施した結果、税込み金額 1,061 万 5,000 円で、有限会社 松井オートサービスが落札し、8 月 23 日付けで物品購入仮契約を締結したところです。

なお、納入期限は令和 7 年 3 月 31 日としております。

続きまして、議案第 86 号 米子市と大山町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議については、鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場で行っている、し尿及び浄化槽に係る汚泥の処理の事務の委託を米子市において可能とするため、議会の承認を求めるものです。

なお、施行日は令和 6 年 10 月 10 日です。

続きまして、議案第 87 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行期日が本年 12 月 2 日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、広域連合規約における「被保険者証」に関連する部分を「資格確認書等」に改正を行うものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 11 議案第 88 号 ～ 日程第 24 議案第 101 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 88 号 令和 5 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 24、議案第 101 号 令和 5 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 14 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 続きまして、提案理由の説明をいたします。

議案第 88 号 令和 5 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度大山町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものです。

令和 5 年度の一般会計の収支につきましては、歳入総額 123 億 7,907 万 451 円に対し、歳出総額は 117 億 3,315 万 7,011 円で、歳入歳出差引額は 6 億 4,591 万 3,440 円となっ

ております。このうち、翌年度へ繰越すべき財源、2 億 2,197 万 9,000 円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、4 億 2,393 万 4,440 円です。

まず、歳入決算額は、予算現額 130 億 4,889 万 4,000 円に対し、調定額 127 億 303 万 6,776 円、収入済額 123 億 7,907 万 451 円で、町税と手数料、諸収入を合わせて 2,573 万 4,708 円を不納欠損しておりますので、収入未済額は 2 億 9,823 万 1,617 円となっております。

収入済額は、予算現額に対して 94.9%、調定額に対して 97.5%の収入状況となっております。

次に、歳出決算額は、予算現額 130 億 4,889 万 4,000 円に対し、支出済額 117 億 3,315 万 7,011 円で、予算現額に対します執行率は、89.9%です。また、翌年度に繰り越す額 6 億 6,321 万 8,000 円を控除した不用額は 6 億 5,251 万 8,989 円です。

そのほか、詳細につきましては、配付しております令和 5 年度決算概要資料をご覧くださいいただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第 89 号 令和 5 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、本会計決算を議会の認定に付するものです。土地開発基金から生じた利子 5 万 7,744 円と、土地取得基金が保有する土地の貸付収入 27 万 7,661 円を土地開発基金に積み立てており、決算額は歳入歳出ともに 33 万 5,405 円となっております。

続きまして、議案第 90 号 令和 5 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定については、本会計決算を議会の認定に付するものです。

歳入の決算総額 2,522 万 9,306 円に対し、歳出総額は、2,507 万 6,578 円で、差引残額 15 万 2,728 円を翌年度に繰り越すものとなっております。

続きまして、議案第 91 号 令和 5 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、本会計決算を議会の認定に付するものです。

決算額は、歳入総額 19 億 9,962 万 2,255 円に対し、歳出総額 19 億 9,915 万 9,571 円であり、差引残額 46 万 2,684 円を翌年度に繰り越すものとなっております。

続きまして、議案第 92 号 令和 5 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、名和診療所、大山診療所及び大山口診療所を合わせた診療施設勘定決算を議会の認定に付するもので、歳入総額 3 億 1,478 万 4,623 円に対し、歳出総額は同額の 3 億 1,478 万 4,623 円となっております。

続きまして、議案第 93 号 令和 5 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、本会計決算を議会の認定に付するものです。

歳入総額 2 億 6,757 万 5,441 円に対し、歳出総額 2 億 6,679 万 5,454 円、差引残額 77 万 9,987 円を翌年度に繰り越すものとなっております。

続きまして、議案第 94 号 令和 5 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、本会計決算を議会の認定に付するものです。

歳入総額 24 億 4,499 万 7,412 円に対し、歳出総額 23 億 734 万 5,197 円、差引残額 1

億 3,765 万 2,215 円を翌年度に繰り越すものとなっております。

続きまして、議案第 95 号 令和 5 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、本会計決算を議会の認定に付するものです。

歳入の決算総額 6 億 7,180 万 290 円に対し、歳出総額は 4 億 6,724 万 7,489 円で、差引残額は 2 億 455 万 2,801 円となっております。

なお、本特別会計は令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止し、残額を大山町下水道事業会計へ引き継いでおります。

続きまして、議案第 96 号 令和 5 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、本会計決算を議会の認定に付するものです。

歳入の決算総額 4 億 7,403 万 181 円に対し、歳出総額は 4 億 629 万 9,166 円で、差引残額は 6,773 万 1,015 円となっております。

なお、本特別会計は令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止し、残額を大山町下水道事業会計へ引き継いでおります。

続きまして、議案第 97 号 令和 5 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定については、本会計決算を議会の認定に付するものです。

売電収入 3,373 万 5,758 円から、修繕や保守にかかる費用を差し引き、風力発電事業基金へ 1,175 万 7,499 円の積み立てを行っており、決算額は歳入歳出とも 3,399 万 3,112 円となっております。

続きまして、議案第 98 号 令和 5 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定については、本会計決算を議会の認定に付するものです。

歳入総額 1,437 万 2,270 円に対し、歳出総額は 1,054 万 4,270 円で、差引残額 382 万 8,000 円を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、議案第 99 号 令和 5 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、本会計決算を議会の認定に付するものです。

歳入の決算総額 660 万 8,834 円に対し、歳出の決算総額 525 万 4,920 円で、差引残額 135 万 3,914 円を翌年度に繰り越すものとなっております。

続きまして、議案第 100 号 令和 5 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、本会計決算を議会の認定に付するものです。

決算額は歳入総額 2,560 万 5,957 円に対し、歳出総額も同額となっております。

続きまして、議案第 101 号 令和 5 年度大山町水道事業会計決算の認定については、本会計決算を議会の認定に付するものです。

収益的収入の水道事業収益は 3 億 1,194 万 7,398 円、支出の水道事業費用は 2 億 9,477 万 8,784 円、資本的収入の合計は 2 億 432 万 6,089 円、資本的支出の合計は 2 億 9,991 万 2,880 円となっております。

以上で提案理由の説明をおわります。

○議長（米本 隆記君） 令和 5 年度各会計決算に関する議案についての提案理由の説明

が終わりましたので、ここで監査委員の審査報告を求めます。石黒澄男代表監査委員。

○代表監査委員（石黒 澄男君） 監査委員の石黒でございます。よろしくお願いします。

令和５年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出の審査結果につきまして意見を申し上げます。私と野口監査委員の２名で監査を行ったところでございますけれども、私のほうが代表して、報告させていただきます。

意見書の説明の前に、暑い中、細部にわたって監査に協力していただきました大山町職員の方々に感謝申し上げます。

意見書につきましては、お配りしておりますので主だったところのみ、朗読させていただきます。

まず第１の審査の概要につきましては、御覧のとおりでありますので省略させていただきます。

第２の審査の結果についてでございます。

決算計数についてですが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書及び財産に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適正なものと確認いたしました。

また、決算に表示されている計数は、関係諸帳票及び証憑書類の計数と合致しており、正確であると認められました。予算執行及び出納事務処理に関わる各会計の数値につきましても、適正に執行されていることが認められました。

次に、第３の会計別執行状況については、御覧のとおりでありますので、省略させていただきます。

続いて、第４の基金運用状況についてです。

令和５年度末の基金現在高は、７１億３,９２３万７,０００円と前年度に比べて４億８,２５７万７,０００円減少しております。本町が管理する基金は、一般会計及び特別会計で管理する基金を合わせて２５基金あり、このうち１７基金が一括運用されているところであります。

基金運用については、定期預金及び債券を共有し、効率的かつ適正に運用されているものと認められました。

基金は、安全性の上に有利性を考慮した運用が図られておりますが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されますため、その運用については、財政計画等をしっかり考慮し、対処されたいとしております。

続いて、第５の財産の管理の状況についてですが、令和５年度における財産管理の状況は、適正に行われているものと認められました。

最後に、第６の指摘事項についてです。令和５年度決算審査において指摘事項は１件です。内容としましては、未決裁のまま契約書を締結していた事項で、建設課におきまして、町道大山口停車場大塚線改良工事に伴う土地売買において決裁を受けずに契約書の締結に至ったものです。

担当課からの説明から、要因としては契約までの事務が長期間であり、担当者の変更が伴い、引継ぎがきちとなされていなかったことであると確認いたしました。

このことは、行政への不信感を招き、信頼を失墜させる行為であり、その責任を重く受け止めていただき、再発防止を確実に進められたいとしております。

次に、監査意見は6件でございました。

1 件目、公有財産の取得状況における坪単価についてです。公有財産の取得における坪単価が、合併当初に土地の単価を鑑定して係数を掛けてあるものが現在でも使用されています。合併から20年が経過しようとしている現在においても、適正な土地単価であるか、見直すことが検討されたいとしております。

2 件目、風力発電特別会計についてです。令和7年に建設年数を迎えることや、FITとの契約期間が来年5月末には終了することを踏まえ、最終的な解体、撤去も含め、風力発電事業の今後の方向について早く結論を出すよう検討を進められたいとしております。

3 件目、健康づくり推進に関わる取組についてです。町民の健康づくり推進に関わる取組については、インターネットを活用した検診の予約を始めるなど、各種健康の受診率の向上に向けて、様々な努力を重ねられてきており、今後の受診率の向上に期待するところであります。

しかしながら、本町の受診率はほぼ横ばいの現状が続いているところが、現状であり、町民の健康保持、病気の早期発見、早期治療に結びつけるためにも、さらなる広報活動の検討など、引き続き受診率向上に向けた取組を進められたいとしております。

4 件目、各診療所実質収入額の推移についてです。大山診療所、大山口診療所、名和診療所と、運営計画が昨年策定されており、経営の効率化に向けた取組を重ねられてきたところであると承知しております。

しかしながら、今年、特に大山診療所において、実質収支のマイナス幅が増加しており、今後放置できない状況になっていくことが推測されます。診療所の存続は、町民の生命、健康に直結する課題であることから、閉鎖という判断となる前に、経営の改善できる点を早急に追求していくべきであります。

運営計画についても、計画と現状との乖離は必ず生じるもので、定期的に見直しをされたいとしております。

5 件目、電動アシスト付マウンテンバイクの活用についてです。本町内でレンタルサイクルシステムの構築が可能かどうか、実証実験を実施して、海側エリアの観光振興及び海と山をつなぐ周辺観光の活用化について取り組まれてきましたが、購入した自転車が現在では大山支所で保管されたまま、有効に活用されていない状況にあるようにうかがえるため、持続的に活用できる計画を検討されたいとしております。

最後6件目、索道事業特別会計についてです。指定管理納付金については、収益比例部分が平成27年度以降ゼロ円となっています。大山を取り巻く環境が、暖冬傾向にな

っていること、ウインターシーズン需要が低迷していること、グリーンシーズン活用に向けた動きなどを鑑み、収益比例に応じた指定管理納付金の在り方を検討されたいとしております。

続きまして、令和５年度大山町水道事業会計決算審査意見書の説明を申し上げます。

審査の概要、審査した書類、執行状況、そして業務内容につきましては、資料に記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

最後のむすびのところを読み上げさせていただきます。

本町においては、水源地、配水地など、施設の更新が行われつつあり、管路施設についても、旧中山町地区から布設替えが順次進められているものと承知しております。施設更新の計画的な事業遂行のため体制整備の適宜進められたいとしております。

続きまして、令和５年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査についての意見でございます。

１番の審査の概要については、説明を省略させていただきます。

２番、審査の結果のうち、総合意見としましては、審査に付された健全化判断比率及びその策定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとしております。

是正改善を要する事項ですが、審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも、早期健全化基準を下回っており、是正改善を要する事項はないと認められます。

最後に、令和５年度決算に基づく大山町資金不足比率の審査についての報告でございます。

１番目の審査の概要につきましては、説明を省略させていただきます。

２番目の審査の結果でございます。総合意見としましては、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、令和５年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められるとしております。

是正改善を要する事項につきましても、特に指摘すべき事項はないとしております。

以上、報告申し上げます。ありがとうございました。

○議長（米本 隆記君） 監査委員には、令和５年度の決算審査について、大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。

日程第 25、議案第 102 号 ～ 日程第 34、議案第 111 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 25、議案第 102 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）から、日程第 34、議案第 111 号 令和 6 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）までの計 10 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 引き続き、提案理由の説明をいたします。

議案第 102 号 令和 6 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）については、物価高騰の影響を受けている家計負担の低減と、地域経済の活性化を図るため、全町民を対象に町内協賛店舗で利用可能な商品券を配布する「大山町応援券事業」や、原材料費高騰などの影響を受けている事業者を支援し、町内の経済循環を図るため、町内宿泊施設への宿泊者を対象とした宿泊代金の補助を行う「宿泊応援事業」の新規計上、輸入飼料価格高騰の影響により経営が悪化している畜産農家の経営継続を支援するための「畜産経営緊急救済事業補助金」の新規計上など、既定の事業内容の変更又は追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、既定の歳入歳出予算の総額に 2 億 9,874 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 121 億 3,372 万 3,000 円とするものです。

続きまして、議案第 103 号 令和 6 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算（第 2 号）については、簡易水道事業創設認可設計業務委託料が主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 716 万 5,000 円を追加し、総額を 2,873 万円とするものです。

続きまして、議案第 104 号 令和 6 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については、国の制度改正に伴うシステム改修委託料などが主なもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 585 万 2,000 円を追加し、総額を 19 億 7,762 万 4,000 円とするものです。

続きまして議案第 105 号 令和 6 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）については、大山診療所空調設備更新工事設計委託や 3 診療所への電子カルテシステムの追加導入が主なもので、既定の歳入歳出予算に、1,148 万 4,000 円を追加し、総額を 3 億 5,258 万 7,000 円とするものです。

続きまして、議案第 106 号 令和 6 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、本庁、中山支所、大山支所の後期高齢者システム用のパソコン等の更新が主なもので、既定の歳入歳出予算に、171 万 8,000 円を追加し、総額を 3 億 1,474 万円とするものです。

続きまして議案第 107 号 令和 6 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、地域密着型サービスの運営に関する委員会開催に伴う委員謝礼を補正するので、既定の歳入歳出予算に 3 万 8,000 円を追加し、総額を 23 億 5,123 万 1,000 円とするものです。

続きまして、議案第 108 号 令和 6 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）については、温泉館照明器具の LED 化に必要な予算を補正するもので、既定の歳入歳出予算に 73 万円を追加し、総額を 1,390 万 5,000 円とするものです。

続きまして、議案第 109 号 令和 6 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 2 号）については、中の原スキー場の圧雪車が老朽化に伴い使用ができないことから、今年度はリースで対応するため、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 715 万円を追加し、総額を 3,260 万円とするものです。

続きまして、議案第 110 号 令和 6 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 2 号）については、施設修繕並びに下水道経営戦略策定に伴う委託料の増額などが主なもので、下水道事業収益及び費用をそれぞれ 1,139 万 9,000 円増額し、資本的収入及び支出をそれぞれ 2,150 万円増額するものです。

続きまして、議案第 111 号 令和 6 年度大山町水道事業会計補正予算（第 2 号）については、水源池の落雷による被災施設修繕と、漏水した水道管の布設替工事に伴う増額が主なもので、水道事業収益を 429 万円、水道事業費用を 459 万円それぞれ増額し、資本的収入を 2,329 万円 5,000 円、資本的支出を 1,430 万円それぞれ増額するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

散会報告

○議長（米本 隆記君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、9 月 4 日に会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。

午前 10 時 45 分散会